都道府県 各 指定都市 生活困窮者自立支援制度担当部(局)御中

> 厚生労働省社会·援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について

日頃より厚生労働行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年4月に成立した生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(令和6年 法律第21号。以下「改正法」という。)については、本日から施行されます。改正法に おいては、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、居住支援の強化のための措 置、子どもの貧困への対応のための措置、支援関係機関の連携強化等の措置が講じら れました。

生活困窮者自立支援制度においては、多様で複合的な課題を有する生活困窮者を早期に発見するとともに、生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を適切に行う観点等から、これまで生活保護制度や介護保険制度等との連携に関する通知や公共職業安定所等との連携に関する事務連絡(以下「連携通知等」という。)を発出しており、関係制度や関係機関との連携強化に取り組んできたところです。

今般、改正法により支援関係機関の連携強化等の措置が講じられたことも踏まえ、新たに関係制度や関係機関との連携に関する通知を発出するとともに、既に発出した連携通知等の一部の改正等を行い、別添1から別添22のとおり通知することとしたので、各自治体の関係主管部局におかれては、改正法による改正後の生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)や連携通知の趣旨及び内容を理解いただき、更なる連携を推進していただくようお願いします。

また、各自治体におかれては、関係機関及び関係団体等に広く周知いただくよう、 よろしくお願いします。

改正通知及び改正内容

- ○別添1 「矯正施設出所者等の生活困窮者自立支援法に基づく事業の利用等について いて(通知)」の一部改正について
 - →「1 更生保護制度の概要」及び「4 支援会議の活用について」を新たに示したほか、「6 両制度の相互理解等の必要性」に更生保護制度における地域援助との連携について示した。
- ○別添2 「生活困窮者自立支援制度と多重債務者対策担当分野との連携について」 の一部改正について
 - →「2 連携体制の構築」の具体例として考えられる取組を示したほか、「4 家 計改善支援事業と多重債務相談窓口等との連携」を新たに示した。
- ○別添3 「生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の適正な支給及び生活 困窮者自立支援制度からの暴力団員等と関係を有する事業者の排除について」 の一部改正について
 - →生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの改訂に伴う所要の改正 を行った。
- ○別添4 「生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について」の一部改正に ついて
 - →学校関係者と家計改善支援事業の相談支援員との連携について示した。
- ○別添5 「生活困窮者自立支援制度と子ども・若者育成支援施策との連携について」の一部改正について
 - →改正法の施行に伴う所要の改正を行った。
- ○別添6 生活困窮者への就労支援における地方自治体と公共職業安定所等との連携について
 - →「生活困窮者自立支援制度における地方自治体と公共職業安定所との更なる連携強化について」(平成30年10月1日付け社援地発1001第7号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)について、記載内容を整理・追加して新たに定めた。生活困窮者に対する就労支援策を体系的に整理した資料を参考として添付している。
- ○別添7 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について
 - →「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について」(平成 27 年 3 月 27 日社援保発第 0327 第 1 号、社援地発第 0327 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護

課長、地域福祉課長連名通知)について、改正法により生活困窮者就労準備支援 事業、生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者地域居住支援事業の対象に生 活保護法(昭和25年法律第144号)第55条の11第1項に規定する特定被保護 者を追加したことを踏まえ、記載内容を整理・追加して新たに定めた。

- ○別添8 「生活困窮者自立支援制度と障害保健福祉施策との連携について」 の一部改正について
 - →改正法の施行に伴う所要の改正を行った。また、就労支援に関連して、別添 6 「生活困窮者への就労支援における地方自治体と公共職業安定所等との連携について」について参照されたい旨を示した。
- ○別添9 「生活困窮者自立支援制度と高齢者向けの施策との連携について」 の一部改正について
 - →改正法の施行に伴う所要の改正を行った。
- ○別添 10 「年金制度との連携及び国民年金保険料免除制度の周知について」 の一部改正について
 - →「1 対象者の早期発見のための市町村国民年金担当部署等との連携体制の構築」に日頃からの連携体制構築のための取組の具体例について追記したほか、家計改善支援事業の実施者及び年金事務所との間の連携についても新たに示した。また、「2 自立相談支援事業等の利用勧奨」の具体例として考えられる取組を示した。
- ○別添 11 「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」の一部改正について
 - →「1 社会福祉協議会との連携」に災害時の連携を見据えた平時からの連携体制 の構築について示したほか、「3 隣保館・生活館との連携」について新たに示 した。
- ○別添 12 「生活困窮者自立支援制度とひきこもり地域支援センター等との連携について」の一部改正について
 - →「4 「ひきこもり支援ハンドブック~寄り添うための羅針盤~」の活用について」を新たに示した。
- ○別添 13 「生活困窮者自立支援制度と国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度 との連携について」の一部改正について
 - →「1 生活困窮者に対する早期の支援のための連携体制の構築」及び「2 自立 相談支援事業等の利用勧奨」について、連携の具体例を示したほか、家計改善支

援事業の実施者並びに国民健康保険及び後期高齢者医療担当部局の間の連携についても新たに示した。

- ○別添 14 「生活困窮者自立支援制度等と自殺対策施策との連携について」 の一部改正について
 - →令和6年の自殺者数について更新するとともに、改正法の施行に伴う所要の改 正を行った。
- ○別添 15 「「生活困窮者自立支援制度における生活困窮者自立支援制度担当部局 と税務担当部局との連携について」の一部改正について」
 - →「1 生活困窮者に対する早期の支援のための連携体制の構築」に家計改善支援 事業と税務担当部局との連携について示したほか、連携の具体例について別紙1 により示した。
- ○別添 16 「生活困窮者自立支援制度と水道事業との連携について」の一部改正に ついて
 - →「2 自立相談支援事業等の利用勧奨」について、連携の具体例を示したほか、 「3 家計改善支援事業と水道事業者の連携」を新たに示した。
- ○別添 17 「重層的支援体制整備事業と生活困窮者自立支援制度との連携について」 の一部改正について
 - →改正法の施行に伴う所要の改正を行った。
- ○別添 18 「生活困窮者自立相談支援機関と電気・都市ガス事業者との連携マニュ アル」の一部改正について
 - →「3.自立相談支援機関等と電気・都市ガス事業者との連携について」のうち「(4) 家計改善支援事業と電気・都市ガス事業者との連携」を新たに示した。
- 〇別添 19 「生活困窮者自立支援制度と健康増進施策との連携について」の一部改 正について
 - →改正法の施行に伴う所要の改正を行った。
- ○別添 20 「こども施策と生活困窮者自立支援制度との連携について」の一部改正 について
 - →改正法の施行に伴う所要の改正のほか、児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)施行を踏まえた所要の改正を行った。また、就労支援に関連して、別添6「生活困窮者への就労支援における地方自治体と公共職業安定所等との連携について」について参照されたい旨を示した。

- ○別添 21 生活困窮者自立支援制度と住宅施策の連携について
 - →「生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会等の連携について」(平成27年3月27日付け社援地発0327第13号、国住心第217号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長連名通知)及び「生活困窮者自立支援制度と住宅施策等の連携について」(平成31年3月29日付け社援地発0329第7号、国住備第492号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長・国土交通省住宅局住宅総合整備課長連名通知)を統合し、改正法において居住支援の強化のための措置が講じられたことも踏まえ、居住支援法人等との連携等について記載内容を追加する等して新たに定めた。
- ○別添 22 家計改善支援事業と日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護 支援策との連携について
 - →「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理(中間まとめ)」(令和4年12月20日)や「第二期成年後見制度利用促進基本計画」(令和4年3月25日閣議決定)を踏まえ、家計改善支援事業と日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護支援策との連携に当たっての基本的な考え方や連携体制の構築について示すために新たに定めた。